

食品表示基準施行に伴う分析法変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成 27 年 3 月 20 日付内閣府令第 10 号により食品表示基準が制定され、栄養成分の分析方法が一部変更になりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

■変更日 平成 27 年 8 月 31 日（月）受付分より

■変更項目 ビタミン A 栄養表示基準・β-カロテン

■変更内容

「食品表示基準について(消食表第 139 号) 別添 栄養成分等の分析方法等」の制定により、β-カロテンの吸光係数 ($E_{1\text{cm}}^{1\%}$) が 2,450 から 2,500 に変更になりました。

β-カロテン標準溶液の濃度は、調製した標準溶液の吸光度を吸光係数で除して算出しますので、β-カロテンの分析結果が約 2% 低くなります。

※吸光係数の変更による分析結果の変動例

旧係数で算出した結果「1,986 $\mu\text{g}/100\text{g}$ 」は、新係数で算出すると「1,947 $\mu\text{g}/100\text{g}$ 」になります。

■留意事項

栄養成分表に則ったビタミン A 中の β-カロテンの場合は、吸光係数に変更はありませんので、分析結果は変動いたしません。

以上